

省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第2号。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 主要な事業内容、金融経済環境並びにその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。
- 2 対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における子会社等以外の法人を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況

[株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
債 券				
貸 出 金				
融資対象団体等向け				
融資対象団体等向け以外				
特 定 取 引 資 産 (ト レ ー デ ィ ン グ 資 産)				
特 定 取 引 負 債 (ト レ ー デ ィ ン グ 負 債)				
有 価 証 券				
国 債				
その他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)				
当 期 純 利 益				

(又は当期純損失)				
1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、社債を発行する場合は、区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。
特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。
- 3 融資対象団体等とは、株式会社商工組合中央金庫法第21条第1項第2号に規定する融資対象団体等をいう。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 8 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。
なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
経常収益				
経常利益				
親会社株主に帰属する当期純利益				
包括利益				
純資産額				
総資産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当金庫の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ 当金庫の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
預金				
定期性預金				
その他				
債券				
貸出金				
融資対象団体等向け				
融資対象団体等向け以外				
特定取引資産 (トレーディング資産)				
特定取引負債 (トレーディング負債)				

有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)				
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)				
1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
なお、社債を発行する場合は、区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。
特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。
特定取引資産及び特定取引負債については、特定取引勘定を設けない場合は、記載を要しない。
- 3 融資対象団体等とは、株式会社商工組合中央金庫法第21条第1項第2号に規定する融資対象団体等をいう。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、

その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

- 8 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

(3) 使用人の状況

[株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合]

	当	年	度	末
使用人数				人
平均年齢				年 月
平均勤続年数				年 月
平均給与月額				千円

	当		年		度		末
	〇〇部門		△△部門				
使用人数	人		人		人		人

(記載上の注意)

- 1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 2 適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

	当		年		度		末
	本業(貸出・預金・為替等)		・・・事業				
使用人数	人		人		人		人

(記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、株式会社商工組合中央金庫、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況

[株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合]

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所 ()
	()
	()
	()
国 内 計	()
	()
	()
	()
海 外 計	()
合 計	()

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 代理組合等(株式会社商工組合中央金庫法第27条第1項に規定する代理組合等をいう。以下同じ。)が組合等代理を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
- 4 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度末時点における代理組合等を記載すること。

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

株式会社商工組合中央金庫が銀行代理業等(銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5

第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 本業(貸出・預金・為替等)

ロ ……事業

(記載上の注意)

- 1 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」とすること。
- 2 イについては、以下のとおり記載すること。
 - ① 株式会社商工組合中央金庫の主要な営業所及び営業所数を記載すること。(代理等組合が組合等代理を営む営業所又は事務所を除く。)
 - ② 「株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況」については、株式会社商工組合中央金庫が銀行代理業等を営む場合に記載すること。
- 3 イ以外については、適宜、子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

[株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 株式会社商工組合中央金庫並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。
- 3 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 4 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率	その他
			百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
- 2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等(会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)の取得又は処分のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後株式会社商工組合中央金庫が存続するものに限る。))を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

(8) その他現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。

2 当金庫の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)
- 2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査等委員若しくは当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。
- 7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。
 - ① 株式会社商工組合中央金庫が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
 - ② 株式会社商工組合中央金庫が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由
- 8 その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等

取締役		
会計参与		
監査役		
執行役		
計		

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(当該報酬等が業績連動報酬等(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。)又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。)及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。
- 3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。
 - ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績指標をいう。以下同じ。)の内容及び当該業績指標を選定した理由
 - ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
 - ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績
- 4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。
- 5 報酬以外の金額(非金銭報酬等を除く)については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 6 会社役員(社外役員を除く。)が株式会社商工組合中央金庫の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 7 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。
- 8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役(監査等委

員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法404条第2項第1号に規定する執行役等)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会(指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会)が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針(9に規定する方針を除く。)を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない場合については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における株式会社商工組合中央金庫における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員(取締役又は監査役に限る。)との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第430条の2第1項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によって

当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

1 会社役員は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結し又は締結していた役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した株式会社商工組合中央金庫が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

② 当該事業年度において、株式会社商工組合中央金庫が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

1 株式会社商工組合中央金庫が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第430条の3第1項に規定する保険契約をいう。)を締結している場合に、該当事項を記載すること。

2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である株式会社商工組合中央金庫の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること
((3)及び(4)を除く。)

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況

(記載上の注意)

- 1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、株式会社商工組合中央金庫と当該他の法人等との関係を記載すること。
- 2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、株式会社商工組合中央金庫と当該他の法人等との関係を記載すること。
- 3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを株式会社商工組合中央金庫が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。
 - ① 株式会社商工組合中央金庫の親会社等(自然人であるものに限る。)
 - ② 株式会社商工組合中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

- 1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。
 - ① 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会
 - ② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会
 - ③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会

- 2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
- ① 当該社外役員の意見により株式会社商工組合中央金庫の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容(重要でないものを除く。)
 - ② 株式会社商工組合中央金庫において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外役員が社外監査役である場合にあっては、不正な業務の執行)が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
 - ③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)
- (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計			

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
 - 2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。
 - 3 株式会社商工組合中央金庫の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」の欄に括弧内書すること。
 - 4 株式会社商工組合中央金庫の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
 - 5 「株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)
- ① 株式会社商工組合中央金庫に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(株式会社商工組合中央金庫を除く。)
 - ② 株式会社商工組合中央金庫に親会社等がない場合 株式会社商工組合中央金庫の子会社又は子法人等

(4) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3 社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 当金庫の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 千株
発行済株式の総数 千株
- (2) 当年度末株主数 名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について、持株数の順に記載すること。
- 2 剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合にあっては、(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること。
- 3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。

(4) 株主構成

区分	持株数等	持株比率
政府	千株	%
中小企業等協同組合		
事業協同組合・同連合会		
事業協同小組合		
信用協同組合・同連合会		
企業組合		
協業組合		
商工組合・同連合会		
商店街振興組合・同連合会		

生活衛生同業組合・同連合会		
酒類業組合・同連合会		
内航海運組合・同連合会		
輸出組合・輸入組合		
市街地再開発組合		
中小企業団体の構成員		
その他の		

(5) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数(株式の種類及び種類ごとの数)
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。)		
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

当該事業年度中に株式会社商工組合中央金庫の会社役員(当該事業年度に会社役員であった者を含む。)に対して当金庫が交付した当金庫の株式(職務執行の対価として交付したものに限り、株式会社商工組合中央金庫が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した株式会社商工組合中央金庫の株式を含む。)がある場合には、株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当金庫の会社役員が有している当金庫の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)		
監査等委員である取締役		

会計参与及び監査役		
-----------	--	--

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 新株予約権等は、株式会社商工組合中央金庫が職務執行の対価として交付した新株予約権等に関し、株式会社商工組合中央金庫が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに株式会社商工組合中央金庫が交付した新株予約権等を含む。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当金庫の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 株式会社商工組合中央金庫が職務執行の対価として交付した新株予約権等に関し記載すること。
- 2 「使用人」とは、株式会社商工組合中央金庫の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 3 「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、株式会社商工組合中央金庫の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。
- 4 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

(記載上の注意)

- 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び株式会社商工組合中央金庫の監査の職務を行った指定社員(公認会計士法第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。
- 2 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。
 - ① 報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設

置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が
会社法第399条第1項の同意をした理由

- ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容
 - ③ 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項(株式会社商工組合中央金庫が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。)
 - ④ 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)を記載すること。
- ① 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
 - ② 会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第1項の意見があるときは、その意見の内容
 - ③ 会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第2項の理由又は意見があるときは、その理由又は意見
- 5 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、株式会社商工組合中央金庫、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と株式会社商工組合中央金庫との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 株式会社商工組合中央金庫が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合

に記載すること。

- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)に記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
 - 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した株式会社商工組合中央金庫が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
 - ② 当該事業年度において、株式会社商工組合中央金庫が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額
- (4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実(記載上の注意)

当該事業年度の末日において公開会社でない場合は、以下の事項について、記載を省略できるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

- ① 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額
- ② 会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場

合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8 業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

- 1 会社法第348条第3項第4号に規定する体制
- 2 会社法第362条第4項第6号に規定する体制
- 3 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制
- 4 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに規定する体制

9 特定完全子会社に関する事項

(記載上の注意)

株式会社商工組合中央金庫(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、株式会社商工組合中央金庫及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における株式会社商工組合中央金庫のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が株式会社商工組合中央金庫の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。

10 親会社等との間の取引に関する事項

(記載上の注意)

株式会社商工組合中央金庫とその親会社等との間の取引(株式会社商工組合中央金庫と第三者との間の取引で株式会社商工組合中央金庫とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であって、株式会社商工組合中央金庫の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 株式会社商工組合中央金庫が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計参与は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した株式会社商工組合中央金庫が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
 - ② 当該事業年度において、株式会社商工組合中央金庫が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 その他

(記載上の注意)

- 1 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。
- 2 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。